

生徒が学校の管理下で、「けが」などをしたときについて

都立目黒高校 保健室

生徒が、休憩時間や体育の時間などの学校の管理下の状況において、「けが」などをしたときに、保護者の申請に対して日本スポーツ振興センターから給付金（災害共済給付）を受けられる制度があります。

- ・本校では、入学時に同意された保護者は、日本スポーツ振興センターの災害給付契約を結んでいます。
- ・学校管理下とは、授業中や休憩時間中、学校の教育計画に基づく課外指導中、通常経路での登下校中などのことです。
- ・給付を申請する場合は、保健室へ必要書類を取りに来てください。学校から教育委員会を経由して日本スポーツ振興センターに申請を行うことになります。このため、支給まで数か月かかることがあります。
- ・事故などで、生徒が相手に損害を与えた場合の補償は、この制度の対象ではありません。PTAで加入している全国高P連賠償責任補償制度をご利用ください。

詳しくは、下記のHPで災害給付制度についてご確認できます。

The screenshot shows the homepage of the Japan Sport Council's 'School Safety Web'. At the top, there is a search bar with the URL <http://www.jpnnsport.go.jp/anzen/>. Below the navigation menu, a large banner features a group of children and the text '子どもたちの元気な笑顔を守るために。' (To protect the bright smiles of children). A red circle highlights a button labeled '災害共済給付について' (About Disaster Relief Payment) in the bottom right corner of the banner. Below the banner, there is a news section with several articles, and a sidebar on the right with a 'School Accident Case Search Database' and an 'お問い合わせ' (Contact Us) button.

学校安全Webのホームページから、**○**部分の災害共済給付についてをクリックし、保護者の方へというページをご覧ください。